



# 新居浜市民の皆様へ 臨時特別給付金のお知らせ

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付する臨時特別給付金事業の実施を含む、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が令和3年11月19日に閣議決定され、令和3年12月20日に国会で関連予算が成立しました。新居浜市では以下のとおり支給を実施します。

給付金額 **1世帯あたり 10万円 (1回限り)**

## 給付対象と申請の有無

給付対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

### 住民税非課税世帯

世帯全員の令和3年度の住民税が非課税である世帯

### 新居浜市から送付された確認書の提出を忘れていませんか？

令和3年12月10日に住民票のある市区町村から届きます。

発送開始 **令和4年2月10日(木)～**

内容を確認して返送してください

返送期限 **発送日から3ヵ月以内**

※ 確認書が届いていないが、ご自身が非課税世帯対象であると思われる方及び修正申告等を行い対象となった方は、臨時特別給付金担当(0897-66-7151)までお問い合わせください。

### 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった世帯


### 申請が必要です

申請期間 **令和4年3月28日(月)～令和4年9月30日(金)**

郵送又は窓口で申請してください

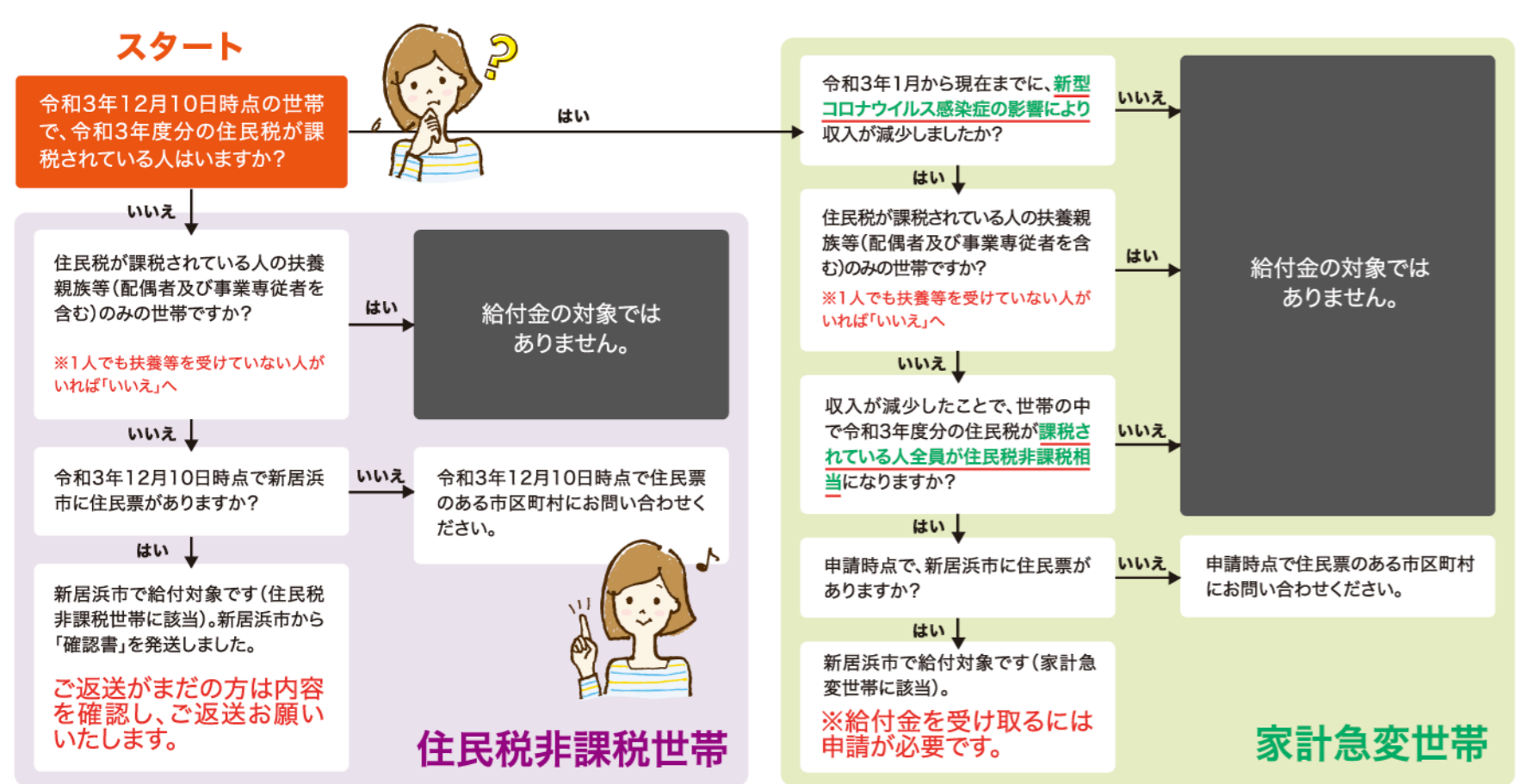
申請書は新居浜市公式ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない方は、臨時特別給付金担当(0897-66-7151)までお問い合わせください。

詳細は右ページ、またはHPをご覧ください。 ▲HPはこちら



※いずれも世帯全員が住民税課税者の扶養親族等である場合は対象になりません。対象となる方は手続きが必要です。以下の対象世帯診断チャートに沿ってご自身の世帯が対象となるかご確認ください。

## 対象世帯診断チャート



## 新居浜市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯)

家計急変世帯の申請受付を3月28日(月)から開始しました

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯)は、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、世帯全員の収入(所得)が住民税非課税相当となった世帯を支援するための新たな給付金です。

給付金額 **1世帯あたり 10万円 (1回限り)**

## 給付対象

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当※」の収入となった世帯(家計急変世帯)



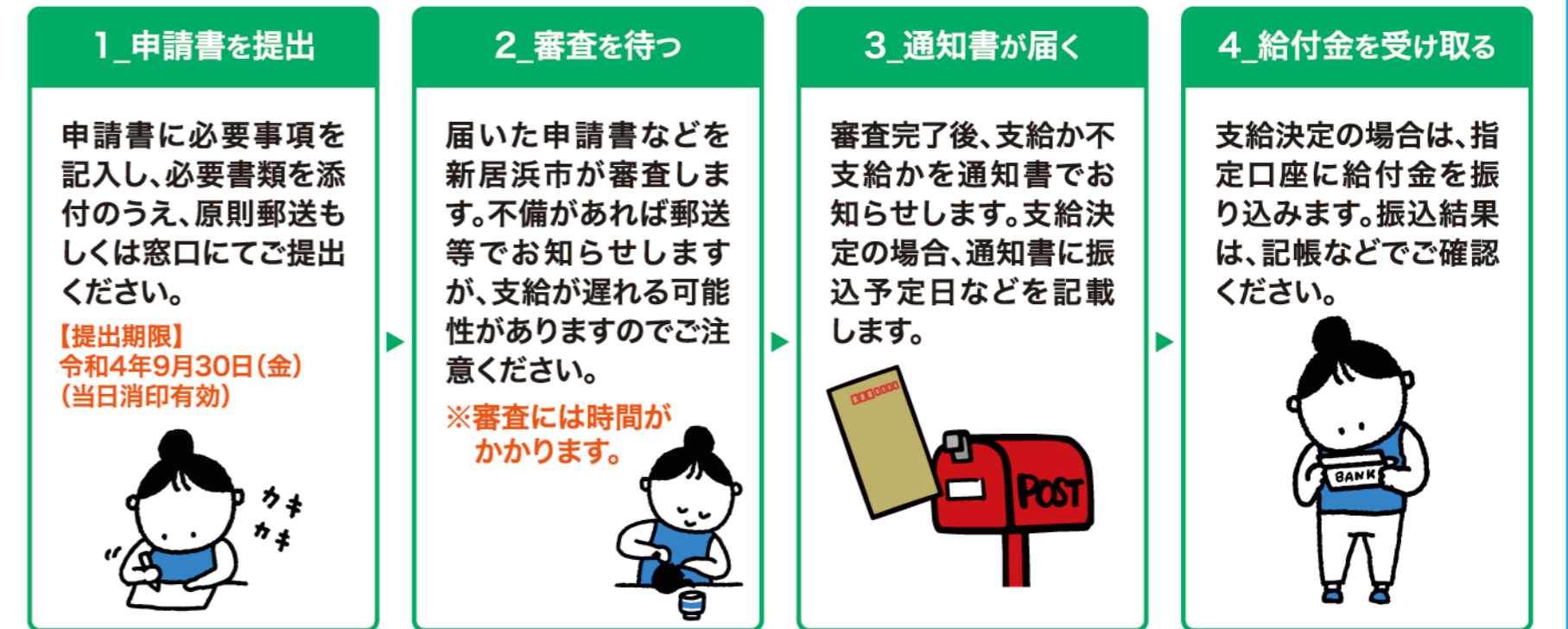
「すでに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給している者が含まれる世帯」及び「世帯全員が住民税課税者の扶養親族等である世帯」は除きます。

- ※ 住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年間収入見込額(令和3年1月以降の任意の1ヵ月の収入×12)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。
- ※ ただし、令和4年度住民税課税決定後に令和3年中の収入をもとに申請する場合は、令和4年度の課税結果によって判定します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です。**
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに感染対策のため、原則郵送にてご提出ください。※窓口での受付も可能です。



※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、給付金の返還及び不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



詳しくは下記ホームページ、もしくはお問い合わせ先までお電話でご確認ください。

新居浜市 福祉部 臨時特別給付金担当

TEL. **0897-66-7151**  
〒792-8585 新居浜市一宮町1-5-1

受付時間  
平日  
8:30~17:15

